

# なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8972 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

## ◆◆ 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度が成立しました ◆◆

12月4日 第185回臨時国会参議院本会議において  
「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」  
が全会一致で可決・成立しました。

これからこの法律を活用するのは私たち適格消費者団体の責任です。  
当会も特定適格消費者団体（※）の認定ををめざし、活動してまいります。  
より一層のご支援、ご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

この法案は平成25年4月に閣議決定後国会に提出、10月からの臨時国会での継続審議となり、11月1日衆議院本会議で可決されました。12月3日参議院消費者問題に関する特別委員会での審議後全会一致で可決、12月4日参議院本会議にて可決され、成立いたしました。公布後、3年以内に施行されます。



### 《制度の概要》

【消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について】

- 消費者と事業者との情報の質・量や交渉力に格差がある
- 訴訟を起こすための費用・労力がかかる

消費者自らが被害回復を図ることは困難＝多くの消費者が泣き寝入り

第1段階：特定適格消費者団体が事業者に対して共通義務確認の訴えを提起

↓ 勝訴

↓ 敗訴＝終結

- 第2段階：
- ①特定適格消費者団体が消費者に通知・告知
  - ②対象消費者が債権を届出（授權）
  - ③特定適格消費者団体が裁判所にまとめて債権を届出
  - ④事業者が届け出債権に対して認否
  - ⑤裁判所による簡易確定決定

↓  
個別の債権が事業者から特定適格消費者団体を通じて消費者に支払われる

- （※）特定適格消費者団体：適格消費者団体の中から、新たな要件を満たすものを内閣総理大臣が認定
- 差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていること
  - 体制、業務規程、経理的基礎等が被害回復関係業務を適正に遂行するに足りること
  - 支払を受ける報酬又は費用がある場合…消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないこと等

## ★ なくす会・申入れ活動報告（2013年10月～11月）★

差止請求 詳細は埼玉消費者被害をなくす会ホームページ [申入れ・差止請求関連](#) を [検索](#)

テレコムクレジット株式会社 (決済代行業者)	免責事項の取り決めに関する申入れへの回答も、サイト利用者との間に契約関係がなく一切責任を負わないとの内容でした。『いかなる責任も負いかねる』という条項を含む意思表示を行なわないことを求めて、消費者契約法第41条に基づく「書面による事前の差止請求」(※)を行ないました。
株式会社 サイバーエージェント (インターネットメディア)	事業者のガイドラインについて、未成年取引に関する免責条項の修正、削除を求めて、消費者契約法第41条に基づく「書面による事前の差止請求」を行ないました。

### ※消費者契約法第41条1項（書面による事前の請求）

適格消費者団体は、差止請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき事業者等に対し、あらかじめ、請求の要旨及び紛争の要点その他の内閣府令で定める事項を記載した書面により差止請求をし、かつ、その到達した時から1週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該事業者がその差止請求を拒んだときは、この限りでない。

### 申入れ

CD等レンタル事業者	免責事項に関する規約を変更するとの回答があり、変更の内容、時期などの状況を確認したところ、別法人に変更となるため、契約書も変更するとのことでした。今後、別法人としての契約書を確認する予定です。
ゲームメーカー	利用規約のうち、『当社への問い合わせ内容、またその回答内容などについて公開、掲載する行為。』を禁止するとの条項の削除または変更を求めた2013年8月の「申入れ」に対する『条項は必要性和合理性を認めて定めているものであり、申入れには応じられない』との回答について検討してきました。過剰な規制との観点から、再度「問合せ」を行なっています。
大学学生寮	改定後の入館契約書を検討したところ、変更する予定との回答内容が反映されていない箇所があったため、「再申入書」を送付しました。

### 問合せ等

互助会	6月より適用されている改訂「契約約款」の解約手数料の計算根拠等についての「再問合せ」に対し、経済産業省と消費者庁の協議結果を待っている状況との回答（口頭）がありました。
-----	--

### 新規案件

中古車買取業者	消費者契約法第10条に違反すると考えられる売買契約書の条項について、「問合せ」を行なう予定です。
脱毛サロン	キャンペーン割引価格が継続している新聞折込広告に関し、景品表示法に違反する表記の削除または修正を求め、「申入書」を送付する予定です。

## ★『消費者被害アンケート・めやすばこ』を実施中！★

今年度のテーマ：【健康食品（サプリメント・栄養機能食品など）トラブル】

【携帯・スマホの【契約】【解約】トラブル】

会員団体をはじめ、県内の大学生協にもご協力いただいています。

コープみらいフェスタ in スーパーアリーナ（11/2）や

埼玉大学生協（11/8）では活動委員が出向き、

対面でのアンケートを実施しました

（回収〆切：12月10日）

\*アンケートのまとめは2月を予定しています



## ご報告 ★ 第49回埼玉県消費者大会が10月10日（木）に開催されました★



午前中の全体会には約900人の参加があり、基調報告、「埼玉県への要請書」の確認、社会学者・東京大学名誉教授の上野千鶴子さんによる『みんなおひとりさま』と題する記念講演の後、大会アピールが採択されました。

午後の分科会では5つのテーマに分かれて学びました。なくす会は実行委員会団体として参加、第3分科会（消費者問題）を担当しました。

撮影：岡戸雅樹

### 「安心して暮らせるために」～甘い言葉にだまされない～ 第3分科会

後藤隆昭氏（消費者庁 消費者政策課 企画調整官）

松岡昭任氏（公益社団法人全国有料老人ホーム協会参与）



松岡氏

後藤氏

#### 消費者白書について

我が国では高齢化の進展に伴い高齢者の消費者トラブルが大きな問題となっており、高齢者の相談件数は人口の伸び以上に増加し、商品では化粧品・健康食品、サービスでは医療が上位を占めている。特に、高齢者の3つの不安（金、孤独、健康）に悪質事業者がつけこむ例が多く、中でも金融・保険サービスは、件数、被害金額ともに多く深刻である。また、社会貢献を謳い、高齢者の“社会の役に立ちたい”という心理に付け込むトラブルも多い。被害を受けても誰にも相談しなかった人は約3割で、身近な人のサポート（見守りネットワークなど）を構築する必要がある。

#### 有料老人ホームの基礎知識

有料老人ホームの他、グループホームや特養があるが、近年サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）が増加している。施設の選択は①入居目的の明確化②基礎知識の習得③ホームの情報収集④重要事項説明書の内容を検討⑤見学・体験入居（周辺環境、医療機関、スタッフや施設長はどんな人？）⑥比較検討⑦決断・契約 の手順で。これからは公的サービスよりも自助努力のウエイトが高くなることが予想される。早めに備えることが肝要。また、トラブルにならないためにお金に関することは契約時に確認を。

#### 久喜市くらしの会宮内会長よりまとめの挨拶

悪質商法は様変わりしている。みなさんと一緒に被害に遭わないようにしていきたい。

老いは必ず来ます。高齢期の住まいを“間違わずに選ぶ”ために、元気なうちから考えたい。



## なくす会のこの間の活動

- ◆ 「商品先物取引に関する不招請勧誘禁止規定を撤廃することに強く反対する。」趣旨で、2013年10月1日に意見書を提出しました。

提出先：内閣府特命担当大臣（金融担当）、金融庁長官、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）、消費者庁長官、消費者委員会委員長

- ◆ 消費者団体訴訟制度シンポジウム（横浜）が 11月1日に開催されました

「消費者庁 Now!（情報誌）」第15号（11月21日発行）より抜粋

「消費者団体訴訟制度シンポジウム」を開催中です！！

消費者団体訴訟制度・適格消費者団体の普及・啓発を目的として、全国6か所で「消費者団体訴訟制度シンポジウム」を開催します。11月1日（金）に第1弾として開催した横浜会場では、寸劇「ペニオクの醜聞」、適格消費者団体活動報告（消費者機構日本、全国消費生活相談員協会、埼玉消費者被害をなくす会）、専門家によるパネルディスカッションを行い、参加者の皆様に制度や適格消費者団体への理解を深めていただきました。

※パネルディスカッションに、なくす会検討委員の久保田弁護士（写真右から2人目）がパネラーとして出演しました。

※「消費者団体訴訟制度シンポジウム」についての詳細は消費者庁HPをご参照ください。



- ◆ 消費者庁委託事業「適格消費者団体による差止請求の成果活用等推進業務検討会」、適格消費者団体消費者機構日本（COJ）主催「美容医療の不当広告是正検討会（仮称）」に、当会の弁護士、事務局の2人で参加しています。
- ◆ 第3回理事会、検討委員会（11/27）
- ◆ 活動委員会（第3回 10/4、第4回 11/14）
  - ① キャンペーンの継続、誇大表記など、問題と思われる新聞折込広告について
  - ② 携帯・スマホの契約、解約の問題点について

## 加入・寄附のお願い

埼玉消費者被害をなくす会は、団体と個人の会費収入・寄附金により運営されています。是非、個人や団体の方をご紹介ください！

また、会員加入以外にも、寄附金による支援もお願いしています。

詳しくは、なくす会事務局までお問い合わせください。



\* 商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

- ◆ 埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内） TEL048-261-0999
- ◆ 全国共通 消費者ホットライン TEL0570-064-370（ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを）

\* 皆様からの情報提供が消費者被害防止につながります！疑問に感じる約款や契約内容、広告のコピー、被害状況などを「なくす会」までお寄せください！ TEL048-844-8972 Fax048-844-8973